

総務事業常任委員会会議録

令和4年12月6日

忠岡町議会

忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和4年12月6日(火) 午前9時59分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

総務事業常任委員会委員長	松井 匡仁
〃 副委員長	今奈良幸子
〃 委員	和田 善臣
〃 委員	北村 孝
〃 委員	二家本英生
〃 委員	河野 隆子

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	秘書人事課長	中定 昭博
財政課長	岩佐 式人	危機管理課長	小倉由紀夫
住民部長	谷野 栄二	住民部次長兼生活環境課長	
税務課長	長谷川太志		新城 正俊
住民課長	大谷 貴利	産業まちづくり部長	村田 健次
産業振興課長	橋本 珍彦	建設課長	坂本 健三
下水道課長	安藤 俊紀	会計管理者兼会計課長	春日 正人
消 防 長	森下 孝之	消防次長兼消防予防課長	岸田 健二
消防署長兼消防警防課長	下川 浩幸	消防総務課長	森田 憲久

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

委員長（松井匡仁議員）

おはようございます。

委員皆様方には、ご多忙のところ、ご参集くださいますありがとうございます。

ただいまから総務事業常任委員会を開会いたします。

（「午前9時59分」開会）

委員長（松井匡仁議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

本日の出席委員は全員でございますので、委員会は成立いたしております。

委員長（松井匡仁議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、5番・二家本英生委員を指名いたします。

委員長（松井匡仁議員）

開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。杉原町長。

町長（杉原健士町長）

皆さん、おはようございます。今日は総務常任委員会ということで、早朝よりご出席いただきましてありがとうございます。第1回目の本会議に上程させていただきました議案につきましては、慎重に審議いただきまして、ご賛同いただきまして、誠にありがとうございました。

12月に入って寒さもちよっと厳しくなってきましたけれども、今日は昨日、ワールドカップを見てちよっと寝不足かなというところがございますが、議会のほうの審議に対しましてはよろしくお願いいたしますと思います。

当局のほう、ちよっと凡ミスがあったみたいですが、お許し願いまして、その辺をしっかりと説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

それでは、12月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案10件の審査を行います。

これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

また、発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前

をお呼びしてから発言していただきますようよろしくお願いいたします。

また、発言者はマイクのスイッチを押してから発言されますよう、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

案件1 令和4年第4回忠岡町議会定例会付託案件についてを、議題といたします。

委員長（松井匡仁議員）

議案の審議に入る前にご報告がございます。

去る12月2日に本会議に上程されました、議案第54号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、及び議案第55号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、お手元の資料のとおり、理事者より訂正の申出がございました。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

それでは、お配りしております訂正後の議案書51ページと、同時にお配りしております議案第54号、忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、追加訂正文も併せてご覧ください。

訂正内容としましては、附則に記載の漏れがございました。第2項第1条の規定による改正後の忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の規定は、令和4年12月1日から適用するを追加。第3項、改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例に基づいて支給された期末手当の額は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払いとみなすを追加しております。

第2項の内容につきましては、本改正の議決日は本会議3日目の12月20日で、期末手当支給日12月10日の後になるため、令和4年12月分の期末手当に改正が間に合うように適用日を期末手当支給基準日の令和4年12月1日にするものでございます。3項につきましては、期末手当支給日の12月10日にはまだ議決いただけておりませんので、まず改正前の率で支給させていただきます。その後、12月25日に差額分を支給するのですが、12月10日支給分は改正後の増額された期末手当の内払いである旨を規定するものでございます。

なお、議案第55号においても同じ訂正の内容となっております。訂正をお願いすると

ともに、おわび申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。説明は、以上のとおりです。

本件につきましては、本日、委員会では訂正を踏まえた議案として、委員会審議を行いたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

では、ご異議ないようですので、議案第54号、議案第55号は、訂正を踏まえた議案として審議を頂きますので、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

それでは、議案冒頭に戻りまして、議案第50号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを、担当課より説明を求めます。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

議案書19ページをご覧ください。議案第50号、職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明いたします。議案第50号、51号秘書人事課資料1をご覧ください。いずれも職員の定年の引上げに関する条例整備となりますが、改正箇所が多岐にわたりますので、本資料をもって概要を説明いたします。

本改正は、国家公務員の定年が延長されたことにより、地方公務員法が改正されたことを受け、本町でも職員の定年を延長するため所要の改正を行うものでございます。

まず、資料1番、定年延長とはですが、国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳となることを踏まえ、本町職員の定年も段階的に引き上げるものでございます。これらの背景には、少子・高齢化社会により現在の60歳定年制のままでは、さらに労働者が減少し続けることが問題となっていることや、健康寿命が延びていることに伴い、定年後の労働力活用といった点が挙げられると考えております。

2点目、管理監督職勤務上限年齢制でございます。組織の新陳代謝を促進し、組織活力を維持するため、本制度を導入いたします。具体的には、職員が60歳になった年度の翌年度から管理監督職、管理監督職というのは本町では主幹、課長代理以上でございます、にあった職員は、全て係長に格下げとなります。また、この後は勤務成績が優秀でも再度管理職に登用することはできなくなっております。

3点目、定年前再任用短時間勤務制、定年引上げにより65歳までフルタイムで勤務す

ることを原則といたしますが、本人の意向を踏まえ、再任用職員として勤務することができる制度を導入します。これは延長された定年年齢まで現役として働くことを望まない職員にとっての救済措置的な制度となります。制度内容は、現行の再任用制度と同様となっております。

4番、60歳に達した職員の給与ですが、下の表もご覧ください。60歳に達した最初の4月1日から、つまり定年が延長され、役職を降格した年度からの給料は、それまでの本俸の7割の額となります。また、管理職であった職員は、当然ですが、管理職手当もなくなります。

5番、退職手当ですが、60歳以降に、その者の非違によることなく退職した者、つまり自己都合で退職した者の退職手当については、定年年齢前の退職であっても、当分の間、定年退職として退職手当を計算することとなっております。自己都合退職のほうが退職手当の計算が低くなります。それを定年退職として取り扱うこととなっております。これは制度改正の過渡期において、60歳を超えて退職した者の計算を、自己都合による退職でなく定年退職として計算し、不利益とならないようにするための措置でございます。

以上が定年延長の概要となっております。本制度において忠岡町独自の制度は導入してございません。

本議案で改正する条例でございますが、職員の定年等に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例、忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、忠岡町職員退職手当に関する条例、忠岡町職員の育児休業等に関する条例、忠岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、忠岡町職員の懲戒手続及び考課に関する条例、忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の合計8本の条例改正、並びに忠岡町職員の再任用に関する条例を廃止する旨、一括して規定してございます。

議案第50号秘書人事課資料2に新旧対照表を用意しております。後ほどご覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、これによって職員の新規採用に影響はあるのか。あるとすれば、どういう

ようなことが起こってくるのか、お願いします。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

ご質問のとおり、定年が延びますので、今まで退職した職員、その場合は新規採用職員で補充を行っていたところでございます。それが未来5年ほど延びていきますので、そこは人員の定員管理という上では調整が必要にはなると考えておりますが、ただ、この先、定年者が少なくなりますので、そのときしか補充しないとすると、将来の職員の年齢構成にいびつな形というのが生じてきますので、簡単にももちろん増員することはないのですが、その辺りはきっちり定員管理をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

ということは、新規職員の採用のその年度によって、そのときによって、職員の採用の人数が変わってきはるんですね。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

60で退職していった者で、すぐ新規採用するものではございませんが、先ほど申し上げたとおり、定年退職者の補充としてしか採用しなかった場合、何年間か採用をしないような形になりますので、そこは採用は進めながら、将来の減った、定年退職者が65以上出てきたときに調整もできるかなとは考えております。

委員（北村 孝議員）

はい、結構です。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今の新規採用のことなんですけど、いろいろと何年かに計画も今までつくっておられたというふうに思います。今回、この条例は暫定的といいますか、選べるというところが入っておりますので、そこら辺をちょっといろいろと反映もしないと、なかなか計画に沿っていけるのかなというふうに思うんですけど、やはり若い方というか、新規採用がなければね、一時的に忠岡町も退職者が出て、そこで補充をしなかった時期というのがしばらくありましたけど、そのときに真ん中がすぽんと空いたりとか、そういったことがあって大変な時期もあったというふうに思うんです。

ですので、やはりその影響が出ないといいますか、業務に支障があってもいけませんし、引き継ぎというか、やっぱり若い方を継承していく、育てていくというところも大事だというふうに思います。ですので、その採用する際の計画というんですかね、そこら辺は大事だというふうに思うんですけど、そこら辺はいかがでしょう。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

定員の管理、未来のことですので、いろんな事象が想定されます。今後のもちろん一番念頭に置かないといけないのは人口減少社会、20年後には2,000人ほど減っているというような形になるかと思うんですけども、そういったところも踏まえまして、税収が落ちるのは確実ですので、でもサービスは維持しないといけないというところがありますので、一番定員としてベストな形を探りながらになるんですけども、その中では業務の効率化ももちろんそうなんですけども、進め方等々も、それからこの定年延長につきましては、本人の選択肢として今までどおりの退職ということも選択できるようになってますので、当分の間。そういう揺れ幅もあるんですけども、定員管理についてはいろんな事象を含めて慎重に、またちょっと柔軟性も持ちながら計画していかないといけないなと思っております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

もちろん定年が延びるということで、人件費がもちろん膨らんでくるというふうに思うんですね。そこで、今回これ、国家公務員法が変わったということで、忠岡町もこの条例、出されてるわけなんですけど、その人件費が膨らむ部分につきましては、国からの何

らかの交付税措置ですか、そういったことはどうなんでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

すみません、交付税措置ということなんですけれども、一応段階的に65歳に引き上げるというところですので、国のほうも普通交付税の中でそちらの退職手当の部分等をですね、段階的に措置をするというところで今のところは聞いております。詳しくの中身はまだ明らかにはなっていない部分もあるんですけれども、その退職手当が本来であれば60歳で支払われるものが徐々に延びていきますので、そちらは平準化になるような形で国のほうは考えているということだけ今お聞きしております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

退職手当については、当然国のほうでいろいろと考えてくれているということでありまして、人件費ですね、毎年毎年のその職員さんのお給料、そういったところでやはり柔軟性を持って新規採用も考えていかないといけないというところで、やはり人件費のほう膨らむというふうに思うんですけど、そこはやっぱり国がこういうふうな制度をつくった訳ですから、やっぱり国のほうも責任があると思いますので、財政的な措置、そこはやっぱり要するというふうに思うんです。その点について要望なり何らかの形でされるんでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

議員おっしゃるとおりで、人件費のほうは普通に考えると膨らんでくるのかなというところがございますので、その辺、国の制度が変わっていくというところがございますので、そちらは適切な形で国のほうに要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

委員（河野隆子議員）

委員長、続けてよろしいですか。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員、どうぞ。

委員（河野隆子議員）

すみません。それで、定年が延びたというところで、この一番下の給料月額なんですけど、7割ね、70%を支払うということになるんですけど、もちろん60歳以降の方ですから、一番お給料が右上がりのところで計算されるというふうには思うんですけど、これはもちろんそういうことになるんですよ。一番ピーク時といいますか、そこら辺のお給料のところの70%というところで考えてよろしいんでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

本町は55歳で昇給停止というふうにしております。55歳になったときと60歳、役職が変わっていない以上は一緒の給料になるんですけども、その60歳の3月の時点の給料がベースになって、その7割という計算になります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、昇給は55歳で止まっちゃうけども、60歳で管理職手当というんですか、部長さんとか、そういった方は手当がついているけど、その手当というのはここに含まれるんですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

あくまで本俸でございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今回、定年の引上げということで、60歳を超えた方もやっぱり現役でまだまだ働ける方に関しては、その働き口の選択肢としてこういった正職員で働けるという制度ということなんで、これはベテランの力をもっと活用していくということで、本当にいい制度かなと思ってます。

ちょっとやっぱり気になるのは、60歳を超えて、どうしても役職のほうが係長級になってしまうということで、若い人の、下から仕事を一生懸命やるという方がこれからやっていくという中で、係長なり課長なりを目指していく中で、どうしてもその係長級の人員が増えてくる可能性があると思うんですね。そういったときに、係長の職が多過ぎて、なかなか下のほうから上に上がってこれないとなったときに、その職員のモチベーションとか、そういったことに対してちょっと配慮しないといけないのかなと考えるところなんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

まず、今おっしゃっていただきました定年延長、役職定年による係長に降格した者と、下から係長に上がってきた者というのが同じく係長ポストになります。現在、本町は各課の各係に係長を配置できておりません。おりませんというよりも圧倒的に不足しております。そういったところで、実際この定年延長、令和13年度には65歳になっているんですけども、そこまで対象者というのは、本町、15名になっております。この15名といいましても、初年度でいうと4名の方が対象になるんですけど、その人はもう61で退職してますので、その15名の方が順番に係長になっていって、その後は再任用にすぐ移行していきますので、係長ポストが埋まっていることによって下の人が上がってきにくいというようなことは、本町においては想定できないかなと思っております。

また、先ほど申し上げました係長ポストというのが不足しているのも事実でございます。組織として、その辺を課長が、所属長が係長的な仕事も担っているのが現実でございます、本町においては。そういった意味では、議会経験も豊かで過去の事情等も精通した60を超えた方が正職として係長に残るといのは、組織としてはむしろプラスに作用するのかなというふうに期待をしているところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

先ほど、今回のこの制度で対象者が15名ということで、係長のポストもそれなりに多分空いていて、中長期的なスケジュールとしたらそれほど影響はないということで、先ほどお伺いしました。

あとは、やっぱりこういうこと、人事案件なので、組合との連携というのは、合意が必要になってくるとは思うんですけども、その辺の話というのはいかがでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

合意と申しますか、もちろん職員の身分に関わってくることで、まず定年延長、この制度というのは、もう2年、3年ほど前から国会のほうで出す出さんというのが何回かあった後で、やっと今回これが成立したというところでございます。タイミング、タイミングで見えてくるところについては、ほかの協議の場なども利用しながら、組合の執行部の方々には説明をさせていただいていたところでございます。執行部の方々は、もちろん一番気になるのは組合員にとってマイナスとなるところがない制度なのかというところなんかはご質問いただいていたと思います。その辺については、選択肢が増えるだけで、今までどおりがいい人はその道を選べますので、そういったところは説明させていただいて、一定はそういったマイナスがないのであればというところは頂いていたところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

組合とも話はされてて、マイナスにならないということであれば、調整は多分できてると思うんで、分かりました。

以上で終わります。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。河野委員。

委員（河野隆子議員）

すみません。これは、令和5年度からですね。今年度、令和4年度で退職される方は、これは選べないというところで、続けてお仕事をしたいわという方は再任用という形なんですね。今現在ね、再任用で本町でいらっしゃる方って何人ぐらいで、勤務体制というのはどういうふうになっているんでしょう。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今現在、本町、再任用職員、5名おります。全て短時間という形で、フルタイムの再任用は任用してございません。短時間というのは、私ども正職が週に37時間45分勤務しております。これが30時間になるというところがございます。ですので、週5日勤務であれば、3時45分に退勤、週4日勤務であれば5時15分に退勤という形になってございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、再任用の方はこのように時間が短いわけなんですけど、それはフルタイムはもう選べないのですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

過去にも再任用をフルタイムで活用というのは、実際、近隣市町村でもやってるところ、多数ございます。ただ、再任用職員をフルタイムで任用しますと定員の中に入ってしまうんですね。そこで、本町はそこは選ばなかった、過去にも選ばなかったというところがございます。そこで再任用職員を定員に入れるよりも、新陳代謝も含めて新規採用を選んできたのが、過去の本町がとってきた道でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今、その再任用でいらっしゃる方というのは、ベテランの方もおられますし、いろいろとやっぱり今までの知識というんですか、そういったものを持っておられて、いろいろとアドバイスなんかもね、課員の方にする場面もあるのかなというふうには思うんです。

で、再任用になると非常に給料が減りますわね。5割ぐらいになるんですかね。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

ちょっと退職時の給料というのが人によって様々ですので、差が大きい方でしたら5割以下になってきますね。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。そういったことで、再任用の方の処遇改善といえますか、そういったことも今後必要ではないかというふうに思うんですけど、そこら辺はいかがですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

処遇改善、本町では選べるのが、その先に会計年度任用職員というのもございます。そういった中で、勤務時間等々に応じて責任もやはり会計年度任用職員よりも再任用職員のほうがOBですし、一定担っていただいているところでございます。そこにも給料の差が出ておりますので、今、一番いい形になっているのかなとは思っているところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

最後にしますけれども、この定年延長が65歳まで、2年に1歳ずつ引き上げられるということで、何年度で全て65歳が定年になるのかということと、あと、退職手当ね、さっきお聞きしましたが、これはきっちり保証されるということで、影響がないということだけちょっと確認させてください。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

定年、全ての職員が65歳になるのが13年度になります。それから、退職手当につきましては、ちょっと大まかな言い方になりますけども、例えば65歳で定年を迎えた方については、60歳の時点の退職手当を計算します。そのときが一番、先ほどの話もありましたけど、本俸が一番高いときですので、それをベースに60歳までの退職手当を計算して、残りの期間については低くなった本俸をベースに期間を加算して積み上げるという形になりますので。という計算になってございます。

委員（河野隆子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続いて、討論を行います。討論はございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員、反対討論ですか、賛成討論ですか。

委員（河野隆子議員）

賛成討論です。

委員長（松井匡仁議員）

反対討論ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

では、よろしくお願いたします。

委員（河野隆子議員）

本条例案は、昨年の国家公務員法の改正によって、本町職員の定年についても国家公務員と同様に定年の引上げを行うという条例の整備をするというものであります。令和5年度スタートで、段階的に65歳まで2年に1歳の引上げを行うという条例でありますけれども、60歳以降であっても本人が自己都合により希望されたら、短時間勤務、再任用も

選択できるという説明もございました。

そういったところで、退職手当も今確認しましたけど、補償されると。その後、65歳まで積み上げていくというところも今お話しいただきました。

それから、一番心配するところは組合とのお話なんですけど、執行部とも、今回これ何年か、二、三年前からずっとこの話は出てるというところで、協議もしていただいているというところで、組合との話も一定やっておられたというところで、マイナスのところはないのかなというふうに思っています。

ただ、先ほども申しましたように、再任用の処遇改善というのも必要ではないかというのと、それから新規採用ですね、それも柔軟に定員管理で調整していきたいというお話もありましたので、この条例案に関しては賛成といたします。賛成討論です。

委員長（松井匡仁議員）

討論、他にございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。議案第50号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって議案第50号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

議案第51号 忠岡町職員の降給に関する条例の制定についてを、担当課より説明を求めます。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

議案書37ページをお願いいたします。議案第51号、忠岡町職員の降給に関する条例の制定について、説明いたします。

本条例制定も、国家公務員の定年が延長されたことによる地方公務員法改正を受け、本町でも職員の定年を延長するため制定を行うものでございます。先ほどの議案第50号、

職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例と一括して議案とできなかったのは、本条例のみ新規条例制定となるためでございます。

内容といたしましては、先ほど説明しました職員の定年延長に伴い、60歳以降の本俸をそれ以前の7割の額に降給するために制定するものでございます。本措置が当該職員の意に反して給料を下位の級に変更、つまり減額することになるため、条例で規定する必要があるというものでございます。

議案書39ページをお願いいたします。第1条では、目的として職員の意に反する降給に関することを定める旨、規定しております。

第2条では、降給の種類として、降格、及び降号、並びに定年延長に伴う降給を規定しております。

第3条では、降格の事由として、心身の故障により勤務の遂行に支障があり、これに堪えない場合等を規定しております。

第4条では、降号の事由として、勤務実績が悪く、指導その他措置を行ってもなお改善されない場合に必要があると認める場合を規定しております。

第5条以下では、降給させる場合は通知書を交付する旨、また、心身の故障による場合は医療機関を受診しなければならない旨を規定しております。

なお、本条例、先ほど趣旨のところでも申し上げました定年延長に伴い降給の部分で整備をするものでございます。もともと懲戒処分、分限処分というのがございます。分限処分というのは、職務の能率を維持するために違反があった者を処分するもので、勤務状況が良くない者等を処分するのを分限処分と言うんですけども、そこでは降給という処分がございまして。その降給については条例で定めないとできないとなっておりましたが、本町は今まで定めがございませんでした。

一般的な降給条例を制定する部分につきましては、今申し上げました3条等で降格の事由として心身の故障、その後、措置を行ってもなお勤務実績が良くない状態が改善されないとき等、必要がある場合は降給処分ができるという旨を規定してございます。

ただし、これら定年延長以外の降給の部分につきましては、すごく慎重に進めないといけないと思っております。これにつきましては、今後必要が生じたときに、また組合とも協議をしながら職員の身分に関わる大変な大きなところになってきますので、協議をしながら慎重に慎重に議論を重ねた上で、長い期間をかけて運用についてはルール設定が必要になるかなと考えております。

本条例に関しましては、制定内容にそういったところもございまして、一応本来の目的としましては、定年延長の降給の部分の整備ということで整備をさせていただいております。

説明は以上でございます。本条例の施行期日は、令和5年4月1日からとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

この条例は、今回新設ということで、定年引上げに対する降給に伴っての今回新たな条例ということなんですけども、まず確認させていただきたいんですけども、まずこの条例の中で引上げの定年による降給に係る部分というのはどの条になるか、教えていただきたいと思います。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

まず、第2条に規定があるんですけども、すみません、ちょっとお待ちいただけますでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、ちょっと多分今調べてもらってると思うんですけど、多分第2条のところに、先ほど地方公務員法第28条の2第1項、こちらが定年退職日に規定する降給ということで確かにうたわれてます。恐らく附則のほうの2項ですかね、こちらのほうも職員の給料に関することを書いてると思います。多分こちらだと思います。

で、ちょっとこれは、先ほど中定課長もおっしゃってたと思うんですけども、今回、定年引上げに対する降給だけではなくて、職員の働き方によって、評価によって降給できるという条例になってくると思うんですね。先ほどの説明の中では、今後慎重な対応をしていかないといけないということで、組合とのきっちりとした話合いということも今後していかないといけないとおっしゃってたんですけども、やっぱりこの条例をつくるということに至っては、やっぱりこういう条例があるので、やっぱり評価されて最下位とかになってしまった場合に降給になってしまうという、そういったおそれがある条例だと思うんですね。

やっぱりそういう条例を定年引上げに対する降給にするからといって、今回こういうふうな形で簡単に上げてくるというのは、いかがかなとちょっと思ってたんです。

ちょっと確認させていただきたいんですけども、忠岡町の中で評価するに当たって、絶

対評価と相対評価というのはよく耳にされてると思うんですけども、こちらについては忠岡町ではどういう形で採用されてるか、教えてください。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

先ほどは申し訳ございません。2条の規定のところを、ちょっと私、勘違いしてメモを書いていたので、おっしゃるとおりです。申し訳ございませんでした。

今、人事評価の評価の仕方ということでご質問いただきました。本町では絶対評価ということで、まず絶対評価を上司がして、その後、係長以下の職員については相対的に出た評価を並べる形にしております。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、職員の中では絶対評価という形で、それを見た多分第一審査員である課長さん、課長級の方が、それをその成績と、あと課長さんのそれぞれの主体性というか、定性チェックとかをした上で相対的に並べているということによろしいですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

そうですね、課長が第一次評価者で、部長が第二次評価者、一般の職員についてはそうなります。それはもう絶対評価、その本人の成績を評価しております。その後、並べるという作業はしますので、その部分はある意味、相対的というところにはなってきます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、やっぱりその仕事のできる、できないということで、ある程度の評価はしないといけないところはあるということなんですけども、その最終段階で相対評価ということに入ってくると、当然できる人、評価の高い人、評価の低い人というのは当然差が出てくると思うんですけども、それに対しての何かメリット、デメリットというのはどんな形で忠岡町はとられてますか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

評価に基づく影響という意味でよろしいですか。人事評価の結果を、先ほど申し上げました、並べます、全員の得点を並べた上で、上位5%、下位3%の職員が最上位と最下位となります。その職員たちについては、それぞれ6月、12月にある一般的にボーナスと言われている、本町では期末手当と勤勉手当が含まれてるんですが、その勤勉手当の部分で差がつくような制度になってございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。そうやって差をつけていらっしゃるということなんですけども、先ほどこの条例の中でもやっぱり最下位になった場合はということが1つの条件、降給のこの条例にかかってくるのだと思うんですけども、ちょっと細かな話になってくるんですけども、この第3条の第1項の1号ですかね、職員の能力評価または業績評価というところを書いてるんですけども、その中でその他の勤務状況を示す事実に基づき、勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の町長が別に定める措置というのがあるんですけども、これはどのような形で指導とか、別に定める措置を行って、現在も行っているのかというのが1点と、これからどのように、もし今なかったら、これからどのように設定していくのかというのを教えていただきたいと思います。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

成績の良くない職員に対する指導、これも当然のことなんですけども、所属長が行っております。それはあくまでここで言うような措置を行った上でもという意味で、段階を経るという意味合いでやってるのではなく、やはり成績が悪い者についての当然の指導として言うのを所属長から行い、またそれでもなお駄目な場合は、過去にも何ケースかありましたけども、私どもも間に入ったり等はしているところでございます。

幸い、その指導により一定の改善が見られる職員もおりますし、その後、いろんなことを踏まえて、人事異動で新しい場所で仕事を発揮できるようになった者もおりますというところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

この条例をつくる以前から、多分組織って当然だと思うんですけども、ちょっとこんな言い方はあれかもしれませんが、能力が劣ってる方に対しては、何らかの指導とか手助けで、それでも改善しないようだったら、この町長が別に定める措置というのは、今のところは何かないんですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

先進的にこういったことをやっているところ、まだ公務員ですのでなかなか難しいところがあるんですけども、先進的にやっているところなんかですと、成績が悪いのが3年続いたらというような状態で、もちろん研修を行い、指導し、それでも改善が見られない場合は、研修も何回か重ねてやって、その人だけの指導をやっていって、それも何年かかけて改善が見られない場合というようなところを措置としているところが割と見受けられます。

今のところ、私ども、その人事評価が低いのが何年続いたからというところで、先ほど申し上げた勤勉手当にさらに罰則が加わるようなこともしてございませんといいところで、今現在ではそういった措置はしていない。指導はやっておりますけどもというところでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

措置までは、忠岡町で今そこまではやってなくて、所属長とその職員ですか、それと、それでもちょっと改善しないときは人事とかが入って行って話をするという形ということですね。分かりました。

ちょっとこの条例の続きでいくんですけど、このアのところ、最後のところで、職務を遂行することが困難であると認められるときって書いてますけど、これはどういうときが認められるときというのか、そこは分かりますか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

すみません、初めに説明させていただいたとおり、そこらのところは今後検討しながら、もちろん先ほども申しあげました組合とも協議しながら、認められるというのは、やはり一定何らかの誰が見ても分かるようなラインがないと、後で納得いただけないところになりますので、そういったところは今後必要であればきっちり線引きはしていけないといけないとは考えておりますけども、現段階ではちょっとまだ想定をしていないというところでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、これについては、忠岡町のこの条例、降給の条例について今まで忠岡町ではそういった対象者もいてなかったもので、ただ、今回、定年の引上げに対する降給をするための条例として設けているということで、これから例えばこの条例に合わせて職員が降給になってしまうとか、なった場合のその内部的な規定というのは、これからつくっていくという形で、当然組合とも話をしないといけないと思いますし、いろんな内規とかもつukらないといけないと思うんですけども、今のところは忠岡町としてはこれを使っての一般職員とかの降給というのは考えていないということですのでよろしいですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

現在においては考えてございません。考えてございませんと言い切っているのかちょっとあれなんですけど、地方公務員法では規定されておりますので、なんですけども、運用面についてはまだこの先、慎重に年月をかけて議論していくべきことかなと考えております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そういうことでしたら、例えば今回、定年の引上げに対する降給のみを条例でうたうと

いうことはできなかったのでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

そこもちょっと考えましたんですけども、本来、整備しておくべきところであったかなというところもありまして、この形に上程させていただいたところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。そしたら、まだそういったのは整備はできていないけども、今回この条例を、多分国も令和5年4月1日から、多分人事院とかでもやっていくという形は書いてたので、多分それに合わせて同時にやっていくという条例だと思うんですけども、中身についてはまだこれからいろんな、当然大事な話なんでね、こういう職員に対する大事な話なんで、これからつくっていくということですよ。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

そうですね。まだスタートはしていない、変な表現ですけども、今後必要があるときに議論をしていくというところでございます。

委員（二家本英生議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。和田委員。

委員（和田善臣議員）

第2条のところですね、降給の事由は、降格、それから降号、そして降給とありますよね。これは給料表のいわゆるまたぎというのかな、そういうものになってくるんでしょうか。それと、その降給、あるいは降格する範囲というのか、率というたらいいなかね、その限度というのはどうなっているんでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今ご質問いただいた降格、我々職員の給料表というのは、本町では1級から7級までございます。そのそれぞれの級の中で号が振られておりますので、私の給料は何級何号という給料になります。この降格というのは、今おっしゃったように、級を下がってしまうところになります。それから、降号というのは、同じ例えば6級の中で、6級5号であれば、6級5が4に号が下りるという意味合いでございます。

で、ごめんなさい、質問の後半は。

委員（和田善臣議員）

最後、降給の部分やね。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

降給は、今回の定年延長の部分でございます。

委員長（松井匡仁議員）

和田委員。

委員（和田善臣議員）

そしたら、その降格する範囲と言うたらおかしいけど、例えば先ほどの説明であつたら1号俸か下がるだけやと、そういうあれは決まっていますか。幅。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

この定年延長のことにしましては、先ほど申し上げましたとおり7割になりますので、本俸に7割掛けた数字に近いところの、ごめんなさい、下がる表というのがあるんです。部長級ですと7級ですので、7級から6級に下りるときは、何号やったら何号というのが全部決まっております。その形で、部長でしたら7級のところが係長が4級になりますので、幾つもわたって下りていくことになります。そのときに、自分の給料がそこで給料表としては決まるんですけども、先ほど申し上げた7割という数字がございますので、そのままいくと7割以下になるケースが多数ございます。その分は、7割の給料になるように調整額として支給する形になってございます。今回の制度としましては。

委員（和田善臣議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

和田委員。

委員（和田善臣議員）

再度確認ですが、2条は、いわゆるそれなら定年後ですね、60歳以降の職員に当てはめるものですかね、これは。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

先ほどの二家本議員のご指摘と一緒になんですが、後段のその1号俸というところがそれに当たるところでございます。

委員（和田善臣議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

すみません、ちょっと自分でよく理解できなくて。今、第2条の降給、降格、降号というのが出てきてるんですけども、今回のこの定年延長の条例をつくるに当たって、こっちもセットになってるのかなというように思ってたんですけど、今、中定課長さんからは、定年延長の部分は降給のところだけというふうに理解したんですけど、あと、この降格、降号というのは60歳以下の方も適用するということなんですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

そのとおりでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、この条例は、60歳以上の方だけに適用する条例ではないというところですね。

で、そしたらさっきのご説明で、人事評価というんですか、ところが、最上位と最下位というのがあって、最下位が3%とおっしゃったのかな、3%ですかね。それなら、全体のパイが決まっていて、必ずその最下位の方、3%の部分というのは、必ず対象者が出るということですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

はい、そのとおりでございます。係長以下の職員だけでございます。それ以上になりますと、そもそも母数が少ないですので、そこで優劣をつけるのはちょっと弊害が出るというところで、係長以下の職員のみその形にさせていただいております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

先ほどからね、この最下位に当たる方ですね、成績が良くないとか悪いというところもあって、いろいろと指導、改善もしていったところもあったというご説明もありましたけど、その成績が良くない、悪いというのが、やる気はあるけれども、なかなかその仕事についていけないと、そういった方もいらっしゃいますでしょうし、やる気がないと、そういった方はあってはなりませんけどね、そういった方もいろいろと含まれているから、なかなかその最下位の3%というところが、ちょっと私なんかもどういうふうに出していくのかなというところが、ちょっと明らかにはなっていないんですけど、これ、大阪府なんかでもね、半分ぐらいの自治体が入れてきているんですかね、どうですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

人事評価でしょうか。今の。

委員（河野隆子議員）

この降給の。

秘書人事課（中定昭博課長）

すみません、それはちょっと今、手元に資料はないです。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

半分ぐらいの自治体が人事評価、もちろんどこも人事評価というのはあるんでしょうけれども、その人事評価のところでこのような厳密にね、最上位、最下位というのをつくるというか、誰かを出さなあかんわけですよ。そこで、厳密にやるというところと、やらないというところ、いろいろあるみたいです。厳密にしますというところは三重丸がついてたり、厳密にはちょっとしませんというところは点々の丸やったりとか、いろいろ府下の中でもこの人事評価については厳密にしているところもあれば、していないところもあるというふうには聞いています。

で、やっぱりこれは職員さんの身分、それから労働条件に大きく関わる問題ですので、もちろん職員組合の方とこれはもう非常にね、時間をかけて協議してもらわないといけないというふうに思うんです。

で、当該職員というのは、先ほど60歳以上の職員だけではないというので、当該職員というたらもう全職員ですわね。ということでよろしいですね。理解してよろしいですか。課長、うなずいていらっしゃいましたので、それで、そうすると、やはりこれはもう2年も3年もかけてね、やっぱりそこは当該職員にきっちりと情報提供もしていこうとか、そういったことも聞くというところが地方公務員法でもうたわれているのではないかなというふうに思っているんです。なので、これはやっぱり職員組合の方と時間をかけて話し合っつくる条例ではないかというふうに思うんですけど、その点についてはどうでしょうか。まだちょっとね、合意はしているというふうには私自身は、しているのかな、ちょっとそこら辺聞いてませんが、そこら辺はどうなんですか、労働組合と。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

すみません、ちょっとこの件に関しては、運用面については、説明の中で申し上げたとおり、まだちょっと手をつける状況にはないという認識をしつつ、降給条例というのは本来設置するべきものであるという認識で、ごめんなさい、その辺りにつきましては組合とはまだ現段階では話できておりません。具体的にすべき段階でもないのかなという認識でおりました。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

組合と話ができてない、合意は得ていないというふうに思います。ですので、これからやということですけど、この条例ができたらね、降給することができるわけですから、そこはやっぱりもうちょっとね、よくよくこれは考えていって、すぐに条例の設置、制定をするべきではないというふうには思います。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

すみません、先ほどのご質問の中で人事評価のところの質問があったかと思います。人事評価につきましては、先ほど申し上げたとおり、勤務手当の部分で若干の反映が出るような形に今制度を設計しております。これについては、もちろん組合とも大きな変更に係る部分ですので、協議も進めさせていただいた上でやっておるところでございます。

人事評価は、そもそも絶対にしないといけなくなっておりますし、これが本来であれば、昇給ですね、年に1回昇給があるんですけども、そのタイミングでも人事評価をちゃんと反映しなさいというのが国の指導になっております。これは年々きつい指導が出てきておまして、私も勤勉手当に反映したのも、府下でも本当に後ろのほうで残り少ないという状況で、これは大阪府からは地方公務員法違反ぐらいになることですよとまで指摘されてる状態で、やっと導入をした経過がございます。

もちろん、何度も説明させていただくことになるんですけど、この運用については、議論を十分して、組合の者ばかりが対象ではないですけども、組合を中心に話をさせていただいてというところですが、まだ議論をスタートするところでもないのかなというふうには考えてございます。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

(なし)

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員（二家本英生議員）

委員長、休憩動議をお願いします。

委員長（松井匡仁議員）

皆さん、休憩動議、出ましたんですが、休憩入れますか。よろしいですか。

二家本委員、どういった休憩、長く要る。5分ぐらい。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員より休憩の要請がございましたので、5分ほど休憩をさせていただきたいと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

では、11時10分まで休憩とさせていただきます。

(「午前11時05分」休憩)

委員長（松井匡仁議員）

休憩前に引き続きまして、協議を再開いたします。

(「午前11時12分」再開)

委員長（松井匡仁議員）

質疑は終結いたしました。

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

反対討論をお願いいたします。

ないようですので、賛成討論はございますでしょうか。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

議案第51号、忠岡町職員の降給に関する条例について、賛成で討論させていただきます。

先ほども説明があったとおり、この条例に関しましては、定年延長に伴う降格、降給に対するものであって、60歳以下の職員については、今は手をつける段階ではないということが話がありました。現在、組合との話ができておらず、今後のこの運用については組合との話をきちんとしていくということで求めてまいりたいと思います。

ということで、今回の条例案にはやむを得ないと考え、賛成とさせていただきます。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、討論ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第51号 忠岡町職員の降給に関する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議ないと認めます。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第52号 忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議案書の41ページをお願いいたします。議案第52号、忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

まず、選挙公営につきましては、令和2年6月に公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、公布され、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大し、条例を定めることによって、議会議員及び長の選挙で選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が選挙公営の対象となったため、令和2年9月議会で上程させていただき、条例制定をいたしました。

お手元の議案第52号、総務課資料1をご覧ください。資料2につきましては新旧対照表でございますので、後ほどご高覧ください。

今回、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、最近における物価の変動、選挙の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ、及びポスター作成に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに準じ、本町の選挙においても同様に公費負担額を引き上げるため、本条例を改正するもの

でございます。

改正の内容でございますが、（１）の選挙運動用自動車の使用では、１日につき１台に限り１万５，８００円の限度額が１万６，１００円に、また燃料につきましては、１日につき７，５６０円を限度額としていたものが７，７００円に改正されたものでございます。

（２）の選挙運動用ビラの作成につきましては、先ほども申しあげましたように、令和２年６月の公職選挙法の一部改正により、これまで町村議会議員選挙では禁止されていた選挙運動用ビラの頒布が可能とされたものでございまして、１枚当たりの作成単価が７円５１銭から７円７３銭に改正されたものでございます。

例といたしまして、参考までに記載してございますが、選挙運動用ビラを２，５００枚作成して、費用が２万円であった場合でございますが、１枚当たりの作成単価は８円になります。作成単価の８円と単価の上限７円７３銭との少ないほうの額が対象となりますので、この場合、作成単価は７円７３銭となります。また、作成枚数も２，５００枚であります。枚数の上限１，６００枚との少ないほうの枚数となりますので、上限枚数である１，６００枚となることから、７円７３銭掛ける１，６００枚の１万２，３６８円が公費負担の対象となり、この額を超える７，６３２円は候補者の負担となるものでございます。

次に、（３）の選挙運動用ポスターの作成につきましては、１枚当たりの作成単価が５２５円６銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に３１万５００円を加えた金額を、当該選挙のポスター掲示場の数で除した金額であったものが、１枚当たりの作成単価が５４１円３１銭に、当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に加算する金額が３１万６，２５０円に変更され、当該選挙の掲示場の数で除した金額となる改正が行われたものでございます。

こちらも例といたしまして記載してございますが、選挙運動用ポスター１００枚を２０万円で作成した場合でございますが、１枚当たりの作成単価は２，０００円となることから、単価の上限である額より少ないため、この場合、２，０００円となり、また枚数の上限も１００枚と上限枚数を超えているため４２枚となることから、２，０００円掛ける４２枚の８万４，０００円が公費負担の対象となり、この額を超える１１万６，０００円につきましては候補者の負担となるものでございます。

なお、来年４月に町議会議員選挙が行われる予定でございますが、事前に行う立候補予定者説明会におきましても、選挙運動の公費負担に関する手続等につきまして説明させていただく予定でございますので、よろしく願いをいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。

討論、ございますでしょうか。

(なし)

委員長（松井匡仁議員）

これで討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。議案第52号 忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第53号 忠岡町職員定数条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

議案書45ページをご覧ください。議案第53号、忠岡町職員定数条例の一部改正について、説明いたします。

議案第53号秘書人事課資料1をご覧ください。本改正は、新旧対照表の第2条第2号(2)の部分です。町長部局の職員92人を110人に、第2条の第7号、(7)でございます。教育委員会部局の職員78人を60人に改めるものでございます。

これは、町長部局の職員数が現行92人となっておりますが、上限に達しており、加えて今後の事業等を見据えますと、自治体のDX化、ふるさと納税業務の強化、人口減少対

策等々、新たに人員の必要な業務が町長部局に集中しておりますので、増員を図るものでございます。

一方、教育委員会部局における減員は、忠岡幼稚園、忠岡保育所、東忠岡幼稚園、東忠岡保育所と4つの施設を運営していたものが、民営化また東忠岡こども園の統合等により必要人員が減少したこと、また必要定員が見えてきたところで、減員を図ったものでございます。

これらは施策推進により発生した教育委員会の人員の削減分を、余裕が出たので町長部局に回すというものではございません。町長部局増員の必要性が見込まれるので、タイミングがちょっと同時になっておりますが、教育委員会部局の減員も同時に行ったものでございます。その点、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、本改正により直ちに上限まで職員を採用するというものでは全くございません。先ほど申しあげました各事業等で必要性が生じたときに、将来も見据えて必要人員を検討していくものであります。その中では、現在既に始まっていますが、人口減少社会の将来像を見据え、業務の外部委託検討や正規職員以外での対応の可否等、諸手段を講じた上で最小の増員に抑制しながら検討することと考えております。

なお、本条例改正は法律改正に基づくものではなく、本町独自の改正でございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ありませんでしょうか。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

先ほどの説明の中で、教育委員会の部局のほうが集約化もされて、人員を60人ぐらいで大丈夫かなということで提案されて、その分、町長部局のほうで今後、自治体DX、ふるさと納税、人口減少対策ということで人員が必要ということで定員を上げたということになっていると思いますけども、現在この職員数というのは何名、それぞれ何名ですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

まず、町長部局が94名でございます。ただし、育休が3名おりますので、ここは除外されますので91名ということになります。それから、教育部局が41名、議会事務局3名、消防が39名となっております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、今の数字だと町長部局のほうが、育休の方を除くということなので91名ということで定員いっぱいという形で、今後、先ほども説明あったんですけど、自治体DX、ふるさと納税、これからも課題である人口減少対策というのがやっぱりこれから、特に自治体DXのほうがこれからいろんな組織が変わってくると思いますので、人員が必要ということで、こういう形を取ってると思うんですけども、実際これからになってくると思うんですけど、人員ってどれぐらい必要なものを仮定しているかって分かりますか。見込みです。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

ちょっと、ここで挙げてるのは人員が必要な例として挙げているものでございます。その中で、もちろん諸施策を推進するにはマンパワーが絶対に必要になりますので、要るんですけども、今現在でどの事業で何人の人員を増員するというのは、具体的な数字としてはまだ出ておりません。

例えば、自治体DXなんかにつきましても、今企画のほうで電算化、電算の担当をしているんですけども、あくまで日常業務になりますので、これを自治体DX化ってなると、もうちょっと人員を専門に、そのDX化のみに当たっていけるような人員を充てないと、各部署でそれぞれが検討して統一的なものもできずに、ばらばらな電算化といいますか、になっていくのかなというところは危惧しているところです。ですので、そういったところも総合的に事業を進める中で検討していくことになるかと考えております。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。ちょっと先ほど説明の中で、行政の外部委託も今後検討していかなきゃいけないということをおっしゃられたんですけども、これはいろんな役場、役所とか、やられている窓口業務とかを民営化、あくまでこれは例ですけども、そういったことも今後考えていくということによろしいですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

もう確実に来ると言われておりますし、現在も始まっておりますので、人口減少というのは。先ほども申しあげましたサービスを維持、運営する上で、あらゆる手段、聖域なく外部委託、今委員ご指摘のありました窓口委託なんかは割と近隣市でも一般的に導入しているところがございます。そんなところも含めていろんなところを検討していかないと、将来、全部正職でやっていると必ず将来職員が余るようなところになってくると思いますので、そういったところはそれぞれで検討を進めていくところになると思います。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ちょっとこの外部委託の事業、特に窓口の委託事業ですけども、今のところ大阪府内のところでも、多分泉佐野市さんが結構先進的にやっているところだとは思いますが、今のところ特に問題が何か生じたということはやっぱり聞いていないんですけども、なかなか窓口業務を、特に役場の業務というのはセキュリティの塊ですから、そういった業務を、しっかりしてるとはいつても民間委託に任す、これからマンパワーが少なくなってくるからといって、そういう形で忠岡町の財産である個人情報をもそういった民間に委ねるといった形というのは、やっぱりちょっと問題があるかなと思います。

ちょっと話はずれましたけども、そういったことなんで、これから、当然ほかの自治体も悩んでるところだと思いたんですけども、どうしてもやっていかなきゃいけない施策に対してマンパワーを集中していくという、そういった考えということに今後なっていくんでしょうかね。その辺はどうでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

そうですね。どうしてもやっていかないとというのは当てはまるかなんですけども、もちろん積極的に推進していかないといけないこと、事業等もございますので、施策。今ちょっとどの施策がどうというのは言えないんですけども、そういう人員を割いていかないといけないところには当然のようにそうなると考えております。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

例えば自治体DXというのは、やっぱり事前の準備というのはいろんな情報を整理したりとかデータの整理、そういったことでかなりの人員を取られるのは分かります。やっぱりいろんな情報を集めないといけないので。ただ、いざもしこれが始まってしまうと、人員というのは逆に少なくなってくるんですよね。実際運用し出すと。で、それを見る管理者とか、管理者が数名いればそういったデータ管理というのは基本的にはできると思うんで、そのDXに関わる職員というのは、そういった意味では一時だけ人数が上がるということなんです。やっぱりそういったことも今後考えていかなきゃいけないと思うんですけども。

あとやっぱり、それもそうなんですけど、あと1つ気になるのは、教育部局のほうで、やはり忠岡地区のほうが幼稚園と保育所が民営化されて、そこに職員が必要なくなったと。今度は東の地区のほうでこども園化で集約されて、職員も、そこは園児とかの数が変わらないのでそれほどの職員の数は変わらないと思うんですけども、それでも今、職員、実際のところ募集されてるところがあるので、結構、教育部局の中でも、定数とはちょっと職員の募集とは関係ないとは思いますが、やっぱり今後、忠岡町が子育てを推進していく、人口減少対策もありますけど、推進していく上でやっぱり教育部局の人数というのは確保というのは結構必要なことかなと思うんですけども、そういった辺りの人員配置についても多分考えての今回こういう定数という変更ということによろしいですかね。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

もちろんこれを減らしたことによって人員配置、人員採用等に支障を来すようなことがあってはいけないと考えております。ですので、あくまで今、現段階では10名ちょっとの余裕ができますので、余裕が残っておりますので、当面はこれで賄えるということとあれなんですけど、いけるかなというふうには考えております。また、必要が出たときにはまた条例改正を提案させていただくことになると思います。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今回のこの定数条例の改正ですけれども、教育委員会のほうの事務部局の方を18人減らして、それが町長部局のほうに、定数が増えるという説明でありました。余裕が出たからするものではないというご説明でもありましたけれども、今、文化会館、それから図書館があるんですが、文化会館にしたら今年の3月末までは正職の方がいらっしやったと思うんですけど、今は文化会館、図書館、どういった人数になってるんでしょうか。正職の方、いらっしやいますか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

現在、文化会館、図書館、両施設とも正職の配置はございません。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

図書館はもう長いこと正職の方、私たち、ぜひ置いていただきたいというのは今まで言うてきたところですけど、長いこと正職の方がいらっしやいませんけれども、文化会館のほうは1名の方がなぜ、4月以降はもう、異動されたんだと思うんですけどね。また正職の方を新たにそちらに来てもらうといった考えはなかったのかが1つと。

あと、第1次財政健全化のときですかね。たくさん正職の方、いらっしやったかと思うんです。そのときの人数を教えてくださいと思います。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

昨年と比べると文化会館の正職の数は減員と、減じてる形にはなるんですけども、皆さんご承知のとおり、文化会館の所管しております生涯学習課を文化会館に異動、異動というか事務所を移動、移転してございます。これもある意味、100点は頂けないとは思いますが、文化会館業務に関する機能強化の一環と考えてございます。

そういったところで、もちろんそのまま職員を配置した上でそういうことができる一番よかったとは思いますが、職員の数の限りがございますので、総合的に判断してそ

ういう結果になったところでございます。

それから、過去の職員数でよろしかったですかね。

委員（河野隆子議員）

はい。

秘書人事課（中定昭博課長）

平成10年の数字になるんですけども、文化会館5名、図書館3名という正職の配置がございました。ただ1点、このときは全職員数が、病院を除いてですけども、病院がありましたので、病院を除くと228名ということで、今より40名以上多かった時期の数字でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

随分ね、平成10年のときは文化会館で5名で、図書館3名、正職の方がいらっしゃったということですけど、今、文化会館のほうに生涯学習課、移動されましたけれども、やっぱり生涯学習課は生涯学習課でのお仕事があると思うんです。ですので、やはり1階の貸し館とか、いろいろお尋ねする、あそこの窓口ですね。あそこはやっぱり正職の方を置いていただいて、文化会館というか、公民館になるのかな。あそこの役割というのはやはり生涯学習であったりいろんな講座をしてもらうと、そういったところも役割としてあると思いますので、そこはぜひ正職の方を配置していただきたい。

それから、図書館のほうも、ただ単に本を貸出しすると、そういった役割ではないというふうに思うんです。やはり住民の方がこういった本を探しているんだとか、これに参考になるものはどんな本がいいとか、そういったところをいろいろと教えてあげる、そういったことも必要ですし、今司書の方、会計年度でいらっしゃいますけどもね。やはり正職の方を置いていただくと、それは必要ではないかというふうに思います。そこはいかがでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

ちょっと繰り返しの答弁になってしまうんですけども、人員配置、図書館の機能強化、また文化会館の今のところを正職をといるところなんですけども、おっしゃるとおり本来そうあるべきであるとは考えております。ただ、職員の数の限りがございますので、

その辺りはもろもろ検討した結果こういう形を今現在は取っているというところでございます。

ただ、教育委員会のほうからは継続的に確かに増員というか正職配置という要望は頂いております。それに基づいていろいろ検討した中で、現在はこういう形というところでご理解を頂きたいと思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

教育委員会の事務部局の職員さんが18人減るというところで、やっぱり文化会館にも配置したいけど、マックスの職員が40名、平成10年から比べると40名ほど少なくなっているということでもありますから、あまり教育委員会の部局の人数を減らすのはどうかというふうに思います。

それと、今の説明で1つ、この職員の定数を変えたというのは、1つの理由としては東区のこども園ですね。そこの統合とか民営化によって4園が1つに、公立は1つになったというところの説明もありましたけど、今3人募集、東のこども園に関しては保育士さん、正規で3人募集しておられるというふうに思っていますけど、応募の状況というのはどうなんでしょう。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今年度当初から、こども園の開園、次年度に控えていますので、当初から募集を行ったところがございます。ただし、応募者が2名となっておりますので、再度、今議員皆様がエレベーター等で見いただいている分につきましては、再度募集をかけている分ございます。今現在、応募状況、かんばしくない、あまり言いたくないんですけど、ちょっと、職員募集につきましては今週末が締切りなんですけども、最後の1日、2日で8割、9割が応募してくるというのが常ですので、現段階ではまだ1名しか応募がないという状況ではございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、3名募集してるところに1名しか来ていないということですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今現在はそういうところがございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今、なかなかね、公務員で正職というところであっても保育士さんというのはなかなか、どこも苦労されてるようですね。学校も出て、免許を持っていらっしゃる方はいらっしゃるんだけど、忠岡町には来ないというところで、やっぱり大きい市なんかはどうしても偏ると、そういったところも聞いております。ですので、やはりせっかくね、建物は建ったけれども、保育士さんがいないために待機児童を出してはいけませんし、そういったところで努力はされていると思うんですけどね。さらなる、広げるというんですかね。お考えになってますでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

箱を新しくきれいなものを造って、今議員ご指摘のように、人員が足りないから待機児童が出るというふうなこと、そんなんは絶対するなというのは町長からも指示いただいております。ただ、人のことですので、極端な話、時給を大きく上げると恐らく応募はあるように聞いております。その辺はちょっとこの先の検討になるのかなと思っているんですけども、とにかく人員の確保につきましては大変難しいというのも理解した上で、教育委員会とも幾度となく協議をしておりますので、現段階ではもう、約束ができないという意味では努めますというところになりますけども、あらゆる手段を講じてというふうには考えておるところでございます。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ありがとうございます。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

今、教育部局が、現在41名とおっしゃっていただきました。今、東区のこども園のほうで保育士さん3名募集しているというところで、これで44名になるわけですね。やっぱり保育所の先生というのはお若い方もいらっしゃいますので、産休なんかも取られたりで、やはり何人かは余分、余分と言ったらちょっと言い方は悪いですけどね。そういった方を埋めるためにやはり定員というのはちょっと余計目に募集しとかなあかんのかなというふうに思うんです。それと、文化会館のほうも、1人しかいらっしゃらなかった正職の方がもう今はいないというところで、この定数を18人減らすというところで大丈夫なんかなというふうに思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

先ほどから説明している内容と重複するんですけども、現段階ではこれが直ちに支障を来すというふうには考えておりません。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論ございますでしょうか。

では、反対討論、ないようでございますので、賛成討論、お願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

この職員定数条例を一部改正する条例であります。教育部局の職員定数を18人減らして町長部局のほうに職員を18人増やすというところで、総数は変わりませんが、先ほどの質問の中でも平成10年ですか、財政健全化以前ですね。そのときには文化

会館、図書館に正職の方が合計8名いらっしやった、配置されていたというところですが、今はもう1人もいないというところ。

それから、この条例の改正という理由についてですね。自治体DXと、あとふるさと納税、少子化対策、そういったところで仕事が町長部局のほうに集中するといった説明ではなかったかなというふうに思うんです。ですが、このDXのほうですけどね。これ、やっぱり職員を削減して置き替えると、そういった代替手段として導入しては絶対いけないというふうに思うんです。やっぱり公務労働の質を高めるために補助手段として活用すると、そういったところは努めていただきたいというふうに思います。

それで、あと、こども園が統合になって、4か所が1か所になるという、これもこの条例改正の理由であります。こちらの要望としては、文化会館、図書館の役割というのは非常に大事ですので、やはり正職を置いていただく、配置をしていただくと、それはぜひ検討もしていただきたい。

それから、保育士さんの募集ですね。そこは人事確保に努めてあらゆる手段を講じていくというお答えもありましたので、ぜひそれは頑張っていたいただきたいというふうに思いまして賛成の討論とさせていただきます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、討論ございますでしょうか。

委員（和田善臣議員）

賛成討論です。

委員長（松井匡仁議員）

今は賛成の討論です。和田委員。

委員（和田善臣議員）

人口減少ということで、非常にこの部分では大きなエネルギーが要ると思うんですよ。マンパワーというかね。これがいわゆる保育所、こども園、そういったところを増やす、定員を増やす、そういったことだけでは恐らく解決しない問題だと考えています。

また、後からこの件について言いますけれども、あとICT技術の扱い方、忠岡町の役場としてもその技術不足は否めないところがあると思うんです。そんなんにもかなり人員が要るであろうと。

あるいは、最近の温暖化による災害ですね。大災害がある。それに対する減災をどのようにやっていくんか。それもかなりのパワーが要る。あるいはせっかく育てた子どもさん、それを受け皿がない。受け皿がないって、いわゆる産業、商業、そういったところでの取組が必要であろうという部分もあります。そういった面で役場の仕事が減ってきたという、というのは昔、忠岡病院もあったしミカタヒルズもありました。それで、役場の仕事が減ってきたという方もいらっしやいますけども、私は増え過ぎていると思います。その面で、この町長部局のほうに110名というのは、これは賛成させていただきます。

それと教育委員会の中で、これは河野さんが、河野議員が質問してくれたんで、ちょっと省きますけども、やはり職員の配当ですね。何とか考えていただきたい。これは前から僕、ずっと言っていることです。

そういったこともあって、また元へ戻って子どもの少子化の件ですけれども、これはそういう社会的な構造というんか、変えるだけではなしに、やっぱり若い人の中にはやはり子どもを育てるのはすごくお金がかかる。あるいは、高齢者を抱えている方もいらっしゃいますよね。その方にも近い将来お金がかかる、そういった部分で、かなり経済的な不安、抱えてる方がいると思うんです。で、子どもの教育にお金がかかるという部分でね、これは国を挙げてのやはり仕組みというんかな、そういうのも構築してもらわなあかと思うんですが、忠岡町もできるだけその部分でどんなような支援ができるんか、これは真剣に考えていかんと、やはり町を維持するのは無理であろうと。そういうことでありますんで、110人と、これ十何人増えたんや。18人増えたんかな。その部分で思い切った人事も考えていただきたいと、そのように思ってこれに、この条例改正案には賛成いたします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、討論ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第53号 忠岡町職員定数条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって議案第53号は、原案のとおり可決されました。

少しお昼にかかるかもしれないですけれども、このまま、冒頭で公室長、訂正していただきました3点、続けてやっていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

では、議案第54号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

議案書49ページをご覧ください。議案第54号、忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、説明いたします。

本日お配りしております議案第54号秘書人事課資料1をお願いいたします。

本件は、人事院勧告に準じ、議会議員の期末手当について年0.1月増額とするもので、表をご覧ください。上段、令和4年度においては、6月分は支給済みですので、12月分で0.1月増額、下段、令和5年度以降については0.05月ずつ、2回に分けて増額するものでございます。

この改正の施行日は公布の日から、適用日を12月1日とし、第2条の規定、表の下段については令和5年4月1日から施行となります。

議案第54号秘書人事課資料2に新旧対照表を用意しております。こちらもお配りしております資料に差し替えをお願いいたします。後ほどご高覧ください。今回、議案の訂正をお願いしないといけない上程案件となったこと、申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

これで討論を終結いたします。

続きまして採決を行います。

お諮りいたします。議案第54号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって議案第54号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第55号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

議案書53ページをご覧ください。議案第55号、忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、説明いたします。

こちら先ほどの議案と同様、秘書人事課資料1の差し替えをお願いいたします。

本件は人事院勧告に準じ、特別職職員の期末手当において、年0.1月増額とするもので、表をご覧ください。上段、令和4年度においては、6月分は支給済みですので、12月分で0.1月増額、下段、令和5年度以降については0.05月ずつ、2回に分けて増額するものでございます。

この改正の施行日は公布の日、適用日は令和4年12月1日とし、第2条の規定、表の下段については令和5年4月1日から施行となります。

議案第55号秘書人事課資料2に新旧対照表を用意しております。こちら本日お配りしております資料に差し替えをお願いいたします。後ほどご高覧ください。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

続きまして採決を行います。

お諮りいたします。議案第55号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

異議なしと認めます。

よって議案第55号は、原案のとおり可決されました。

委員長(松井匡仁議員)

続きまして、議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

秘書人事課(中定昭博課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

中定課長。

秘書人事課(中定昭博課長)

議案書57ページをお願いいたします。議案第56号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、説明いたします。

本件の改正点、主に2点ございます。

1点目は人事院勧告に準じ、一般職の職員の勤勉手当について年0.1月、再任用職員については0.05月増額、また一般職の職員の給料表を増額改定するものでございます。

秘書人事課資料1の表をご覧ください。①一般職の上段、令和4年度においては6月分は支給済みですので、12月分で0.1月増額、下段、令和5年度以降については0.05月ずつ2回に分けて増額するものでございます。②再任用につきましても上段、令和4年度においては12月分で0.05月、下段、令和5年度以降については2回に分けて増額するものでございます。

また、初任給において、大卒で3,000円程度、高卒で4,000円程度の増額を中心に、30代半ばまでの若年層の給料表を月額平均921円引き上げるものでございます。

2点目としまして、給与から控除する額の追加でございます。こども園における職員が食べる給食費の実費を給料から天引きするための改正でございます。

この改正の施行日は公布の日から、適用日を令和4年12月1日とし、第2条の規定、表の下段については令和5年4月1日から施行となります。

議案第56号秘書人事課資料2に新旧対照表を用意しております。後ほどご高覧ください。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

すみません、若年層、30代半ばの方を921円引き上げるというご説明がありました。対象者は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

本町では約110名でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。

それとあと、職員の給食のこれを給与から天引きされるということだと思っておりますけど、今までは先生が現金をお支払いしていらっしたんですか、現行は。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員（河野隆子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

このこども園施設が変わって、給食を食べるようになるというところでございます。今までは先生は給食を食べていないということで。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

すみません、それなら勘違いしてました。保育所の先生も食べていらっしやらなかったですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、新しい施設になって先生も子どもと同じようなメニューで給食を食べる。それは選べるんですね。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

話の中では、原則皆さんも食べられるということで聞いております。食べないという場合は、出張とか研修へ行ってるとか、そんなケースのみというふうに聞いております。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

続きまして採決を行います。

お諮りいたします。議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

異議なしと認めます。

よって議案第56号は、原案のとおり可決されました。

委員長(松井匡仁議員)

ここで、議案があと3つ残っておりますが、お昼でございますので休憩いたしまして、1時から再開したいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

では、1時再開といたします。よろしくお願いいたします。

(「午後0時01分」休憩)

委員長(松井匡仁議員)

それでは、おそろいでございますので、休憩前に引き続き審議を再開いたします。

(「午後0時58分」再開)

委員長(松井匡仁議員)

議案は第57号から続けて始めたいと思います。

委員長(松井匡仁議員)

それでは、議案第57号 町税条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

税務課(長谷川太志課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

長谷川課長。

税務課(長谷川太志課長)

議案書の65ページをご覧ください。議案第57号 町税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

それでは、議案第57号税務課資料1をご覧ください。まずは、退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を把握するための規定の整備についてでございます。個人住民税の賦課課税に必要な情報の把握を行うため、給与所得者の扶養親族等申告書及び公的年金

等受給者の扶養親族等申告書の記載事項として、退職所得等を有する配偶者、扶養親族の氏名を追加することとしております。加えて、技術的なお話になりますが、所得税法の配偶者控除または配偶者特別控除、扶養控除の基準が退職所得を含めた合計所得金額で判断するとされております。

一方、住民税における基準は退職所得を除いた合計所得金額によって判断するとされております。それにより所得税法の配偶者控除または配偶者特別控除、扶養控除の対象とならない方であっても地方税法上の当該控除の対象となる方もいることが想定されることから、申告書には退職所得を除いた所得を記載する項目も追加されております。

次に、個人住民税に係る住宅ローン控除の見直しについてでございます。令和4年から令和7年末までに住宅ローン控除の適用を受ける方については、住宅ローン控除の率が1%から0.7%に引下げとなりました。

理由としては、実際に住宅ローンで支払っている金利よりも住宅ローン控除の還付が多くなるという現象が起きているケースがあるため、このような措置が講じられたところがあります。また、所得税の住宅ローン控除の適用者については、所得税から控除し切れなかった額を個人住民税から控除する措置を講ずるということになっております。なお、個人住民税における控除限度額につきましては、消費税率引上げに伴う反動減対策としての限度額の上乗せ措置が終了したことから、資料に記載しております限度額のとおり引き下げることとしております。

今回の改正での個人単位で見ると影響ですが、住宅ローン控除の見直しによる控除期間が10年から13年に延長されたことによるメリットもあるものの、控除率が控除限度額の引下げによるデメリットの影響のほうが多いと考えております。

最後に、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅ローン減税控除期間の特例措置の終了に伴う規定の削除についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により入居期限、令和2年12月31日に遅れた場合でも一定の期日までに住宅取得契約を行っているなどの要件を満たした上で、令和3年12月31日までに入居すれば13年間の住宅ローン控除の特例措置を受けることができましたが、特例措置の終了に伴い規定を削除することになりました。

説明は以上となります。また、今回の改正の該当条項をまとめた新旧対照表を税務課資料2としてお配りしておりますので、後ほどご高覧ください。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

まず1番目のところなんですけども、今ちょっと説明を聞いて、ちょっと自分でよく分からない。この一定の配偶者等を把握するためとあるんですけども、これは何の目的でこれをするのかというのと、影響についてはどんなふうになっているんでしょう。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

あくまでも住民税の配偶者控除、特別控除、扶養控除の、その判定なんですけども、その分についての把握をするためにこの条項が規定されたというところでございます。影響については特にはないものやと思っています。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

影響は特にはないということですか。分かりました。

あと、2番目の②のところの金利より還付が多くなったということで、デメリットのほうが多いというふうにおっしゃったと思うんですけど、どういったデメリットになるんですか。もちろん7%が5%になるので、そこら辺のデメリットをおっしゃっているんでしょうか。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

住宅ローン控除、改正前と改正後の影響なんですけども、改正前の住宅ローン控除のシミュレーションをちょっとしてみたんですけども、住宅ローン借入限度額を4,000万として控除率が1%、それで控除期間を10年として最大の控除額が400万です。で、改正後の住宅ローン控除によるシミュレーションをしますと、最大控除額が364万円で、336万円の減少となっているところです。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、デメリットというのはその差額、2%の差額の分がデメリットかなということですね。で、影響、対象者は令和4年からですけど、対象者というのは分かるんでしょうか、影響というか。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

対象者は200名ほど見込んでおります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら200名でその差額の36万か、掛けるんですかね。そしたら結構影響は大きいか。どうですかね。200名。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

あくまでもローン残高が多いという前提でやっておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ローン残高で見ているということですか。そしたらローン残高で見ているということは、単純に200掛ける36ではないということなのですかね。そういうことですか。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

そのとおりでございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。ありませんか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

続きまして採決を行います。

お諮りいたします。議案第57号 町税条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって議案第57号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第59号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）についてを、本常任委員会に係る部分のみについて、担当課より説明を求めます。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

議案書の73ページをご覧ください。議案第59号、令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）についてご説明させていただきます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,946万4,00

0円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億9,227万6,000円とするものがございます。

内容につきましては、事項別明細書により、本総務事業常任委員会に係るもののみご説明させていただきます。

79ページをご覧ください。歳入で、第14款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、総務費国庫補助金で、補正額76万5,000円は、個人番号カード交付事務費補助金でございます。

81ページをご覧ください。第17款、第1項、寄附金、第1目、一般寄附金で、補正額2,000万円は、ふるさと忠岡応援寄附金でございます。第18款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、財政調整基金繰入金で814万8,000円の減額補正でございます。

次に、歳出でございますが、人件費を計上している各費目において今年度の人勧及び職員の人事異動等に伴う調整額を計上をさせていただいております。人件費補正についての説明については省略させていただきます。

では、84ページをご覧ください。第2款、総務費、第1項、総務管理費、第7目、基金費で、補正額1,000万円は、ふるさと忠岡応援寄附金の増額に伴う各基金積立金でございます。第18目、ふるさと忠岡応援寄附金事業費で、補正額1,000万円は、ふるさと忠岡応援寄附金事業に係る関連経費でございます。

次ページにまいりまして、第20目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費で、補正額371万8,000円は感染予防対策救急器具購入費でございます。

87ページをご覧ください。第3項、第1目、戸籍住民基本台帳費で、職員人件費補正の計上により数字のほうに分かりにくくなっておりますけれども、個人番号カード交付事業に係る会計年度任用職員の人件費の補正76万5,000円を計上しており、本事業につきましては、先ほど歳入で申し上げました個人番号カード交付事務費補助金において全額措置されることとなっております。

次に、94ページをご覧ください。第4款、衛生費、第1項、保健衛生費、第3目、環境衛生費で補正額371万円は、霊園使用料返還金でございます。

98ページをご覧ください。第8款、土木費、第2項、道路橋りょう費、第5目、街路灯費で、補正額210万円は、電気使用料ほかでございます。第9款、第1項、消防費、第1目、常備消防費で、新規採用職員に係る被服費ほかでございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

説明は、以上のおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

98ページなんですけども、土木費の街路灯費なんですけども、修繕費ということで街路灯の修繕料、50万計上されていますが、これは前々からの作業である水銀灯が切れたところに対してのLEDライトをつけるという工事だったと思うんですけども、これでどれぐらいの件数になるんですか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

件数というのは今年度の修理の件数でよろしいでしょうか。今年度、今のところ9件修理してございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

もともと既定予算で100万円取っていたので、また追加で、予算がもう枠がいっぱいになったので、今回50万ということなんですけども、これ、件数的には追加で5件ぐらいあると見込んでの件数ですか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

そのとおりでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

街路灯なんですけど、切れていたところから交換してもらってるんですけども、ESCO事業ですかね。ESCO事業で昨年からいろいろ準備されてると思うんですけども、街路灯に関しても今回その対象になってるということで、今回この交換したことによって、ESCO事業の影響というのはどれか、何かあるんですか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

今のところちょっとE S C O事業の内容というのが、詳しいところは見えてないんですけども、一応、今切れたところ、水銀灯がもうないのでL E Dに替えております。で、E S C O事業で全て対象で、もう一度替えていただけるようなお話でちょっと進めたいなと思っております。

以上でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

じゃあ、今回これ、L E Dに替えてる分も、E S C O事業としての保守管理の対象になるのか、それとも多分E S C O事業の中ではL E D化ということで、水銀灯からL E Dに替えるという、その分だけの管理保守だけなのかって、そこは建設課になるんですかね。ここはちょっと特命チームかなとは思いますが、それ、どちらに。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

保守につきましては、E S C Oで替えた部分だけでございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

じゃ、そうしましたらE S C O事業で替えた部分以外で、忠岡町が先にL E D化している街路灯に関しては、今後も忠岡町のほうで保守管理をしていくという、電気代を含めてということでよろしいですか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

そのとおりでございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、分かりました。そしたら、そのESCO事業なんですけども、昨年議会のほうにお示しがあって、来年から、今多分計画が進んでると思うんです。調査も進んでると思うんですけども、今後どのような形で進んでいくのかというのをちょっと教えていただきたいんですけども。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

今現在、提案書を頂きまして、プロポーザルを12月の、ちょっと日は忘れたんですけど、今月中に業者を決めます。その後、予算計上、当初予算ですね、当初予算のほうに予算計上させていただく予定としております。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

また詳しい詳細が分かりましたら、議会のほうにもちょっと報告していただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

衛生費で霊園使用料のまた返還金、出ています。これ、何基返されて、あとどれぐらい今霊園のほうで残っているのでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

11月末現在なんですけども、返還区画数の合計が11区画でございまして、返還金の総額は371万円となっております。すみません、もう一度お願いいたします。

委員（河野隆子議員）

今、売りに出しているというか、区画ね。どれぐらい残ってるんでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

165でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

この11区画、返還された方の理由としては、どういった理由が多いんですかね。墓地というか、すみません、墓石というんですか。それが建ってない状況で、土地だけ買っていらっしゃって返還と、そういった理由なのか。あと高齢でね、あと墓守りをされる方がいないとか、そういった理由なのか、ちょっと理由を教えてください。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

今、河野議員がおっしゃったように、もともとお墓を建てるというために購入されていた方で、結果としてはそこに建てる予定がなくなったという方もおられます。あとは、もうお墓を管理することができなくなったという方、墓じまいですね。そういったことで返還される方もおられます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

160区画が残っているということで、せっかく整備もしていただいたんで、1つでも

早く買っていただいたらいいかというふうに思うんですけど、大分窓口というか、前は限定して忠岡町とか住民でないといけないとか、いろいろあったと思うんですけど、今は大体ちょっと、大分広げていっていかれて、努力はされているというところでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

過去に条例改正いたしまして、本町以外の方も購入ができるように、また1世帯2区画までを購入を可能としているところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。

それから、98ページのところの一般職給のこの被服費は、新人さん、被服費などということでしたっけ。たしか新人さんのこの被服費、入っていたと思うけど、すみません。ちょっと勘違いか。一般職給ですね。これは女性の方が1人入られたということをお聞きした、決算委員会に出てましたけど、これはどの方の消防、一般職給になるんですか。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

こちらは令和4年10月1日付で新規採用者増員1名分の被服費でございます。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、これは女性の救急救命士だったかな、その方ではないんですか。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

議員のおっしゃるとおり女性1名分の被服費になります。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。女性も採用していただいたということで、よかったというふうに思います。

それと、今個人番号、カードのマイナンバーカード交付ということで、いろいろポイントがつくということで、たくさん1階の窓口も並んでいらっしゃる姿が見えます。そこで、国庫支出金で会計年度任用職員の報酬が出ているんですが、私は進める立場ではありませんけれども、結構人がたくさん並んでいらっしゃるの、そこで通常、このカード以外の業務ですね。それに支障が来るといふところは今のところないでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

マイナンバーカードの交付と、それに付随しましてマイナポイントの申請サポートですね。この2つも住民課のところでやっております、時間帯、曜日によってかなり集中することがございます。そのときはさすがに30分ぐらい待つていただくというふうなケースも正直生じております。通常の住民課業務に関しての影響なんですけれども、特にそういったときにはちょっと待つてもらうことは多少生じますけれども、大きく影響を与えているような状況にはなっておりませんので、よろしく願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

非常にね、ポイントがつくというところで、最高2万5,000円ですか、つくので、そういったこともあって増えているのかなというふうには思っています。マイナンバーカードはもともと私たちは反対しているわけですがけれども、例えば身分証明書としてやっぱりどうしても写真入りのものが欲しいといった方は作るといったこともあるようです。な

かなか手続が複雑でね、1回で済まんと2回、3回行かれてるといふ方もお聞きしています。そこら辺で非常に人がよく並んでいらっしゃるのかなというふうに思うんです。ですので、今支障が出ていないということですけど、やはり30分ぐらいね、ほかの業務の、ほかの用事で来ていらっしゃる方を待たせるということもありますので、そこはどうかかな。1回で済む、2回、3回と来ないでもええようにするのがスムーズにいくのかなというふうに思います。大分とやっぱり交付いただいた方ね、受給率ですか、それは大分と上がりましたか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

11月末での忠岡町の交付率でいいますと50%を超えております。50.03%という値が出ております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

大分と受給率が上がってきたというふうに思っています。今後いろいろと、国民健康保険とひもづけとか、そういったことも言われているので、そこら辺はひもづけするべきではないというふうに思いますけど、住民の方が作りたいというところに来ていらっしゃるんですが、とにかく支障のないように、ほかの業務に支障の出ないようにはしていただきたいというふうには思いますので、そこはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

できるだけ住民さんにはご迷惑のかからない形で努力してまいりたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので討論を終結いたします。

続きまして採決を行います。

お諮りいたします。議案第59号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって議案第59号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第62号 令和4年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを、担当課より説明を求めます。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

議案書の125ページをお願いいたします。議案第62号 令和4年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条は総則でございます。第2条は債務負担行為の補正で、予算第5条に定めた債務負担行為に雨水ポンプ場運転管理委託の施行に伴う債務負担行為を追加するものでございます。

別にご配布しております議案第62号下水道課資料をご覧ください。業務の目的は資料のとおりで、忠岡雨水ポンプ場の施設全体の管理業務となります。工期が令和5年4月1日から令和7年11月30日までの2年8か月で、24時間常駐管理の長期継続契約を予定しております。

業務の概要は、保守点検業務、運転操作監視業務、その他の業務で、配置技術者として資料に記載しております有資格者の配置を求めます。現在の業務委託は今年度末が契約期限となります。本業務は年度当初から継続的に行う必要がありますので、令和5年度以降の委託業者につきまして、今年度中に入札を行い決定する必要があります。そのため当該業務の施行に伴う債務負担行為につきまして、期間は令和4年度から令和5年度まで、限

度額5,987万3,000円を追加するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今回この、今年度で契約が切れるということで、来年度以降に向けての予算ということで、債務負担行為ということで出しておられてますけども、やっぱりこういった業務というのはなかなか設計とかというのは難しいところではあるんですけども、忠岡町で、ちょっと私も聞いた話なんですけども、設計とか入札に関わることというのはどこかの業者に委託されているとはちょっとお伺いしたんですけども、現状、今どのようになっているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

今回のこの業務に関しましては、下水道課のほうで積算のほうしております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

前は、そしたら委託とかされてたんですかね。設計については。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

この雨水ポンプ場に関しましてはこれまでずっと下水道課でしておりますので、委託の

ほうはしておりません。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、今回の設計とかも全部下水道課でされてるということなので、今回、債務負担行為で6,000万近くということなんですけども、今現在の入札が年間で約4,000万ちょっとだったと思うんですけども、この金額が今回この債務負担行為で6,000万近くになっている原因というのは何かございますでしょうか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

人件費のアップによるものでございます。今お示しさせてもらっていますのは契約金額なので、落札後の金額となります。ですので、前回の設計金額と今回の設計金額、それと前回の時点での労務の単価、それと今回の労務の単価、そのアップ率は同額、同じアップ率になっております。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

じゃあ、最近物価高騰とか言われてますけども、人件費のアップって大体どれぐらい見られていたんでしょうか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

約8%アップしております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今回、入札にするということで、8%ということであれば、前回は、今年度までは年間4,000万だったので、単純にそこを計算すれば4,300万あたりになるんじゃないかなというのは、そういう想像はつくんですけども、当然今回、入札もかけるということなので、多少、多くは債務負担行為でされてると思います。ほかに、こういったちょっと金額もかなり大きく見積もっていますので、また人件費以外にも何かプラスになるような要因というのは特に何かないのでしょうか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

特にございません。

委員（二家本英生議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

この中で有資格者が6つ書かれてるんですけど、これは何ら改定にはなってない。今までもこの資格の方は必ずいるというところですかね。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

いろいろな有資格者があって、酸素欠乏危険作業主任者とか、よくね、酸欠で意識なく

なってお亡くなりになるということもようニュースで聞きますので、いろんな資格があるんだなということは改めて思いました。非常にね、今大雨が心配される場所ですので、雨水ポンプ場、くみ上げて海のほうへ流していくと、そういったことで非常にポンプ場の役割というのはこれから重要になってくるかというふうに思います。積算も下水道課でいただいているということで、金額の上がっている理由って、この金額については落札後の金額だというご説明もありました。引き続きポンプ場の運転管理につきましては、住民の方が、家が浸かったりとかそういうことのないように運転管理、きっちりしていただきたいというふうに思います。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして討論を行います。討論はございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第62号 令和4年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって議案第62号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案10件について、全て終了いたしました。

本日の審議経過並びに結果につきましては、次の本会議において委員会委員長報告を行います。委員の皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

その他、理事者側で何かございますでしょうか。ありませんか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

議員の皆様のおかげで、総務事業常任委員会に関する事で、ほかに何かございますでしょうか。ございませんか。

(なし)

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、総務事業常任委員会を閉じます。

閉会に当たりまして、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

長時間にわたりご審議ありがとうございました。

いろいろな質問等々、ご提案もいただきましたけれども、人件費の問題はやはりお金がかさむものですので、財政の安定化というものをですね、先に目標を立てまして、その後という形でうまいこといけばいいのかなというふうに、私自身、個人的には考えております。

というのも、いろいろな、「二兎を追う者、一兎をも得ず」というふうなこともありますので、今出させていただいています提案事項のところ、いいほうに向けて、そこから一つ一つ、文化会館等々いろんな内容も含めましていろいろやっていかなあかんというところは、まず目の前の今出させていただいています提案がうまいことって、そこから1つずつ、一步一步前に進んでいきたいと思っておりますので、その辺はご理解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。本日は誠にご苦勞さんでございました。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。以上で総務事業常任委員会を閉じます。

委員の皆さん、本日は大変ご苦勞さまでした。お疲れさまでした。

(「午後1時36分」閉会)

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和4年12月6日

総務事業常任委員会委員長 松井 匡 仁

総務事業常任委員会委員 二家本 英 生